

## 新潟県医療機関・社会福祉施設光熱費等高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、光熱費等が高騰する状況の下、医療機関や社会福祉施設における安全な医療福祉サービスの提供や事業継続の確保を図ることを目的に、県内の対象事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付基準)

第2条 この補助金は、別表の基準により交付するものとする。ただし、別表に定める補助対象者(以下「補助事業者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 暴力団(新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人の役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者
- (4) 暴力団員又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### (交付の条件)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (2) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。
- (3) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第11条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、財産管理台帳及び関係書類を整備管理しなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施にあたっては、第2条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

### (交付の申請、請求)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書兼実績報告書を知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

( 交付の決定 )

第 5 条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定を通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

( 申請の取下げ )

第 6 条 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

( 実績報告及び補助金の額の確定 )

第 7 条 この補助金は、第 4 条第 1 項の申請書の提出をもって実績報告書の提出を兼ね、第 5 条第 1 項に定める交付の決定をもって額の確定を兼ねるものとする。

( 補助金の支払 )

第 8 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅滞なく補助事業者へ補助金を支払うものとする。

( 交付決定の取消 )

第 9 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。
- (3) 公序良俗に著しく反する行為があったとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

( 立入検査等 )

第 10 条 知事は、補助事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、補助事業に係る関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは職員に質問をさせることができる。

( 取得財産の処分の制限 )

第 11 条 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が 1 件 50 万円以上のものとする。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和 53 年 8 月通商産業省告示第 360 号)の別表の一の項に定める処分制限期間とする。

3 規則第 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 2 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

( 債権譲渡の禁止 )

第 12 条 補助事業者は、第 5 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他必要な事項)

第 13 条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 13 日から施行する。

別表

項目	内容
補助対象者	<p>令和 8 年 1 月 1 日において、新潟県内の次の各号に掲げる施設等（令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの全期間において事業を休止している施設並びに県、市町村、一部事務組合が開設又は設置する施設を除く。）を開設、設置又は管理し、今後も事業を継続する意思を有する者。</p> <p>(1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の規定に基づき開設している病院又は有床診療所のうち、保険医療機関の指定を受けた施設  (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づく特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給対象となる特別養護老人ホーム（地域密着含む）、介護老人保健施設、介護医療院及び短期入所生活介護・療養介護（介護予防含む）  (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づく指定障害者支援施設及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく指定障害児入所施設  (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム  (5) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づく救護施設</p>
補助対象経費	<p>医療機関や社会福祉施設における安全な医療福祉サービスの提供や事業継続に必要となる設備補修等に要する次に掲げる経費であって、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに補助対象者が支出する経費。（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ 消耗品費、材料費、被服費、印刷製本費、通信運搬費、保険料（火災保険料等）、借料及び損料、雑役務費（機器据付費、修繕料等）、委託費、工事費、工事請負費、工事事務費（設計監理料等）、備品費、維持管理費 ）</p> <p>ただし、国、県、市町村が交付する他の補助金等の対象となった経費は除く。</p>
補助率	1 / 2
補助基準額 ( 1 )	<p>(1)病院、有床診療所 8,500 円×病床数 ( 2 )  (2)高齢者施設 3,000 円×負担限度額認定者数 ( 3 )  (3)障害者施設 3,000 円×定員数  (4)児童福祉施設 1,250 円×定員数  (5)救護施設 1,500 円×定員数</p>
補助要件	令和 6 年 1 月以降の任意の 1 か月の収支が、令和元年から令和 4 年までのいずれかの年の同 1 か月と比較して 5 %以上減少していること

- 1 補助対象経費に 1 / 2 を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）と補助基準額とを比較して少ない方の額を補助金の交付額とする。
- 2 令和 8 年 1 月 1 日時点で休棟・休床している病床であって、令和 8 年 3 月 31 日までに稼働（再開）しない病床は対象外とする。
- 3 高齢者施設は、令和 8 年 1 月の任意の時点で居住費（滞在費）について特定入所者介護（介護予防）サービス費を受給している利用者負担第 1・第 2・第 3 段階の利用者数合計で算定するので、施設ごとの人数と算定した月日が分かる根拠資料（様式任意）を添付すること。